

組合理事の義務と責任

中小企業組合研究所 所長 山 本 貢
(やま もと すずむ)

1 組合理事の基本的性格

(1) 理事なくして組合の活動はない

組合は法人である（中協法第4条）。会社や公益法人と同様に法律によって特別に法人格を与えられた団体なのである。

これら法人には、法律、定款によって様々の行為を行うことを認められてはいるが（これを法人の行為能力という）。これを実際に行うためには執行機関が必要となる。

組合に法律上認められた業務執行機関が、理事であり、理事会であり、代表理事なのである。

したがって組合がその目的を達成する

ために行う共同事業をはじめ、組合そのものの組織の運営を具体的に行うためには何よりも理事の選任が必要とされるのである。すなわち、組合の活動は、総会において選出された理事の就任によってはじめて可能になるのである。

このように組合の理事は組合にとって不可欠の存在であることをまず知る必要がある。

(2) 理事、理事会、代表理事はワンセット

理事の定数は、定款で定められるが（法律で3人以上とされている。（中協法第35条第2項））、いずれにしる複数人となっており、その主たる役割は理事会の

構成員として理事会に出席し、組合の業務運営に関する意見を述べ、業務運営に関する基本的事項についての意思決定を行うことにある。この点からいえば、理事は理事会を通じて業務執行に参画することになっているといえよう。

更に組合を代表して対外的活動を具体的に行う代表理事は、理事会において選出される（中協法第42条→商法第261条第1項）。代表理事は、理事の中から理事会において選ばれ、理事会において決定された基本方針に従って組合の業務を執行することになるのである。

このように、組合の業務執行は、理事、理事会、代表理事がまさに三位一体、ワンセットになって行われるシステムになっているのである。

(3) 理事と組合との関係は委任契約

組合の理事は組合員の中から（組合員が法人の場合にはその法人の役員の中から）選ばれるのが原則であるが、理事の定数（下限）の3分の1以内であれば組合員以外の者（員外者）を理事にすることができている（中協法第35条第4項）。しかし、員内理事にしる員外理事にしる理事に就任できるのは個人（自然人）であって、法人そのものが

理事に就任することはできない。

したがって、員内理事であっても、理事に選ばれるのは個人の資質に基づいてであって、事業者としての組合員企業そのものについての評価によるものではないことを認識する必要がある。

また、理事は総会において選出されれば即理事となるのではなく、更に選ばれた人その者の就任承諾が必要とされるのであり、したがって、理事に就任するということは、組合の執行機関の一員として組合のために法律および定款の定めるところに従って全力を尽くすということをも自分の意思で組合と約束（委任契約）したということになるのである。

2 一般理事の義務と責任

(1) 理事に必要な資質

組合の理事は、組合の中心的存在となって組合の業務そのものを推進する役割を担おうとする者であるから誰でもよいというわけにはいかない。中小企業組合の組織的意義を十分に理解するとともに、組合活動を通じて組合員のために全力を尽くすという意欲の持ち主でなければならない。

そのためには次のような資質を有する

ことが期待されよう。

- ①組合員の事業（資格事業）の事情に精通していること。
- ②経営能力に優れていること。
- ③責任感が旺盛であること。
- ④組合運営に積極的に尽力できること。
- ⑤強いリーダーシップの持ち主であること。
- ⑥組合員の信頼が得られる人格者であること。

なお、理事に選ばれる者は、組合の現に行っている共同事業と実質的に競争関係にある事業を行っている者（法人である場合はその役）であってはならない（中協法第37条第2項）。

また、監事との兼職も禁じられている（中協法第37条第1項）。なお、理事は事務局長や総務部長といった組合の使用人を兼ねることは認められるが、監事の使用人兼務は認められていない。

(2) 一般理事の職務権限

代表権をもたない一般理事の職務権限としては次のようなものがある。

- ①理事会に出席して、組合の業務執行について意見を述べ、理事会の議決に加わること。

したがって、組合の理事たる者は、常に組合員の動向に目を配り、組合員の直面している課題、問題等を明らかにし、共同事業をはじめとする組合の諸活動を効果的に行っていくための方策についての具体的提案ができる準備をしておかなければならない。

②代表理事を選任すること。

理事は理事会において組合の業務執行についての基本方針の決定に参画はできるが、その実施は、かかって代表理事に委ねられることになる。したがって、理事は、組合員全員の意向を反映すると同時に、適時適切な行動のできる最適任者を代表理事に選び出す責任がある。一党一派に偏することなく公平な立場での行動が求められる。

③理事会を招集すること。

通常、理事会の招集は定款の定めるところによって代表理事が招集することとなっているが、必要な場合には一般理事も理事会の招集を求めることができ、代表理事がそれに応じない時には自らの権限で理事会を招集することが認められている。これは、一般理事による代表理事の業

務執行に対するチェック機能を担保するための制度であり、こうした制度の存在からみても一般理事の役割は極めて重要である。代表理事を選んでしまえばそれで終り、後は代表理事の責任でやってくれ、といったことでは理事の職責は果たされないのである。理事は、代表権を有すると否とにかかわらず、それぞれの立場において「善良なる管理者としての注意義務」と「理事としての職務に対する忠実義務」とが課されており、与えられた職務の遂行に当っては、社会通念上委任契約の受任者に対する要求される程度の注意をもってこれを処理すべきであるとともに、更に、理事としての権限を、組合にとって最も有利とされる方向にそって、誠実、かつ、正常な目的のために行使することが必要なのである。したがって、理事として行動する場合は、常に組合員全体の利益となるところを、個人としての利益より上位に置いて行う心構えが必要である。

(3) 一般理事の責任

①理事の業務執行責任

理事の理事会への出席は権限であると同時に組合員に対する義務でもある。一旦理事に選任された以上は、出来る限り理事会に出席して全組合員の立場から積極的に意見を表明していくことが求められる。合理的理由もなしに理事会に出席しない理事は忠実義務違反に問われる。とくに理事会においては、通常総会に提出する次年度の事業計画書や当該年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）等の決算関係書類をはじめとする各種議案の内容を具体的に決定することになっており、しっかりした審議が求められる。事務局委せ、理事長委せで、後で問題が出て来ても遅いのである。毎日の業務に忙しく、仲々組合のことまで手が回らないという者こそ、理事会に出席した場合には、理事としての自覚をもってしっかりと審議に参画すべきである。

なお、何らかの理由により理事の職を辞した場合でも、欠員補充がなされていない場合には、その理事には法律上残任義務が課されることになっており、後任理事が就任する迄

は理事としての責任があることを知っておく必要がある。

②組合に対する連帯責任

理事が善管義務（善良なる管理者としての注意義務）や法令定款遵守義務（法令、定款、規約、総会の決議等の遵守義務）を果たさず、その結果、組合に対して損害を与えることとなった場合には、理事は組合に対して連帯して損害賠償責任を負うこととなる。

また、代表理事等の行為が組合に損害をもたらした場合にも、理事が期待されるようなチェック機能を果たしていなかった場合には、代表理事等と連帯して責任を負うこととなる。

したがって、問題事項が理事会において議題となった場合、賛成できない場合は、明確に反対の意見を表明し、その旨を議事録にとどめておく必要がある。

③第三者に対する責任

一般理事の場合は稀であろうが、代表理事、専務理事、常務理事といった役付理事が、その職務を行うについて、取引相手等の第三者に損害を与えた場合は、それがその理事の

悪意又は重大な過失によってもたらされたものである場合には、組合とは別に、理事個人としても、その相手方に対して、直接に損害賠償責任を負うものとされている。それだけ対外的行為を委されている理事の責任は重いのである。

もちろん役付理事でなくても、当該取引が理事会の決議を経て行われたような場合には、その理事会に出席して、当該取引について賛成をした理事もまた同様の責任を負うこととなるので注意する必要がある。

